

額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならないものとすること。

(四) (三)による組入金の総額が(一)により繰り入れた金額の総額及び(二)により補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間、失業等給付及び雇用保険二事業の弾力条項に係る規定の適用については、次のとおりとするものとすること。

イ 失業等給付の保険料率については、毎会計年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項に規定する徴収保険料額及び国庫の負担額の合計額と失業等給付額との差額を当該会計年度末における積立金に加減した額並びに(一)により繰り入れた金額の総額及び(二)により補足した金額の合計額から(三)による組入金の総額を控除して得た額の合計額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超える場合は、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、同項の規定に基づき、変更することができるものとすること。

ロ 雇用保険二事業の保険料率については、毎会計年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項に規定する二事業費充当徴収保険料額と雇用安定事業及び能力開発事業に要

する費用に充てられた額（雇用安定資金に繰り入れられた額及び組入金の額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額から当該会計年度までの(一)により繰り入れた金額の総額及び(二)により補足した金額の総額の合計額から(三)による組入金の総額を控除して得た金額を控除した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（同条第四項第三号に掲げる事業については千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、同項の規定に基づき、変更するものとすること。

一 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第四 その他

一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとすること。ただし、第一の二、第二の一及び第二の三については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとすること。

